令和元年度　第２回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

１　開催年月日　　令和２年１月24日（金）
２　開催場所　　生涯学習まちづくりセンター　会議室２
３　開会及び閉会時刻　　開会　　午後１時30分
　　閉会　　午後２時40分
４　出席委員　　池　添　正　洋　委員
　　東　田　町　子　委員
　　岡　田　康　作　委員
　　大　隅　昭　幸　委員
　　和　田　良　勝　委員
　　福　永　　昌　委員
　　長　井　正　彦　委員
　　齋　藤　周　藏　委員
　　亀　井　礼　子　委員
　　藤　原　珠　美　委員
　　藤　井　清　孝　委員
５　欠席委員　　藤　原　榮　子　委員
６　会議録署名委員　　大　隅　昭　幸　委員
　　東　田　町　子　委員
７　説明のため出席した者の職氏名
　　西脇市長　　片　山　象　三
　　くらし安心部長　　高　田　洋　明
　　保険医療課長　　長　井　恵　美
　　保険医療課保険担当主査　　芦　田　周　美
　　保険医療課保健事業担当主査　　中　根　伸　也
　　健康課長　　塩　崎　さゆり
　　税務課長　　高　橋　芳　文
　　税務課課税担当課長補佐　　橋　口　昌　史
８　傍聴人　　０名
９　会議に付した案件
　⑴　西脇市国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について
　⑵　その他

令和元年度第２回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

発言者	記　　事
事務局	○開会 ○委員紹介 ○委員の委嘱 ・市長から各委員へ委嘱状の交付 ○会議成立の報告 ・委員１名欠席のため、本日の出席委員は11名。過半数以上の出席により会議は成立
市　長	○市長あいさつ ・国民健康保険運営協議会委員への就任に感謝申し上げる。 ・１月10日に兵庫県から令和２年度国保事業費納付金及び標準保険料率が提示された。 ・本日の会議では、本市における令和２年度の国民保険税額及び課税限度額について、慎重な審議をお願い申し上げる。
事務局	○会長及び職務代行者の選出 ・選出方法について、委員から事務局一任の発声 ・事務局より、会長に齋藤周藏委員、会長職務代行に池添正洋委員を指名、委員の拍手により承認
会　長	○会長あいさつ ・委員の委嘱を受け、会長に選出された。 ・人生 100年時代の到来を見据え、年金、医療、介護の全世代型社会保障検討会議が国において行われている。その中で、健診、医療、介護の情報を一元的に取り扱う国保データベースにおいて、データ分析に関する業務が国保連合会の業務として明確化された。 ・本協議会は、国民健康保険の財政、特に保険税等の審議を行う場であり、被保険者の負担を審議することから、気が引き締まる思いである。 ・委員各位の協力をいただきながら、議事進行を務めたい。
市　長	○諮問 ・諮問書（写）を各委員に配付 ・市長から会長へ「国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について」諮問 ・市長退席

事務局	○事務局職員の紹介 （進行を事務局から会長へ交代）
会　長	○会議録署名人選出 ・会議録署名人に大隅昭幸委員と東田町子委員を指名
会　長	**○審議事項　西脇市国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について** ・今回の改定には、国保事業費納付金が大きく影響していることから、国保事業費納付金について事務局に説明を求める。
事務局	○説明（パワーポイント使用、画面の写しを参考資料として添付） ・国保事業費納付金は、保険給付費等の県全体で必要な費用から国交付金等を控除し各市町で案分したものであり、医療分、後期支援分、介護分の３種類がある。 ・令和２年１月10日付県提示の国保事業費納付金は、総額11億 4,265万円で、対前年度比では減少しているが、被保険者一人当たりの額では増加している。 ・医療分の一人当たりの額は、対前年度比　6,709円増加の　108,821円、後期支援分では、対前年度比 2,792円増加の31,234円、介護分では、平成30年度の精算還付金の増加により、対前年度比 1,158円減少の35,382円となっている。 ・令和３年度以降も、医療分では、医療費や高齢者割合の増加等、後期支援分では、後期高齢者人口の増加や現役世代の減少等、介護分では、介護認定者や介護給付費の増加等によりいずれも増加する見通しである。
会　長	（質問、意見なし） ・国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について、事務局の説明を求める。
事務局	○説明 ・令和元年12月20日、「令和２年度税制改正の大綱」が閣議決定され、４月に施行される。大綱には国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準の改正も盛り込まれている。 ・課税限度額の改正 　改正により、医療分が現行の61万円から63万円に、２万円の増額、介護分が16万円から17万円に、１万円の増額となる。合計額では現行

	の96万円から、３万円増額の99万円となる。この改正により、現行税率においては41世帯が引き上げによる影響を受ける見込みとなる。 ・軽減判定所得の改正 　改正により、２割、５割、７割の法定軽減のうち、２割軽減を判定する被保険者一人当たりの所得基準額を51万円から52万円に、５割軽減を判定する被保険者一人当たりの所得基準額を28万円から 285,000円に引き上げ、軽減世帯の拡充を図る。（７割軽減において改正はない。）
委　員	○質問 ・課税限度額の改正で影響を受ける世帯は41世帯（全世帯の約 0.8％）とあるが、99.2％は影響を受けないということか。実際には、保険税額が増額となるので、全体的に負担は増えるということか。
事務局	○回答 ・課税限度額の改正による影響は受けないということである。保険税額が増額改定する場合には、全体的に負担は増えるということになる。
委　員	○質問 ・国保事業費納付金（介護分）において、「平成30年度の納付金精算額が増加となったため減額に転じた」とあるが、これは、国保都道府県単位化が影響しているのか。
事務局	○回答 ・介護納付金は、今年度納付する金額を、前もって一人当たり金額として通知される。最終的に介護給付費が確定し、納付超過を２年後に精算する制度となっており、年度間でばらつきはあるが、都道府県単位化の影響ではなく毎年度あり得る。
会　長	（その他、質問、意見なし） ・引き続き事務局の説明を求める。
事務局	○説明 ・市町村標準保険料率と国民健康保険税の改定（案） 　国民健康保険税は、国保事業費納付金及び保健事業の財源となる。令和２年度の国保事業費納付金の納付に必要となる国民健康保険税額は８億 9,080万円となり、この額を確保するために適正な税額設定が不可欠となる。市では、県から提示された「市町村標準保険料率」を参考に、平成30年度、令和元年度と同様に、所得割額は標準保険料率を維持し、均等割額及び平等割額は、提示額の 100円未満を切り上げたものを基本として検討した。 　標準保険料率を採用した改定案では、一人当たり国民健康保険税調

	定額について、医療分が 5,829円の増加、後期支援分が 1,783円の増加、介護分が 559円の増加となり、医療分の負担増が顕著である。標準保険料率を採用した改定案では被保険者の負担が大幅増となるため、財政調整基金を活用し、保険税の大幅な上昇を抑制する必要があると判断した。 　財政調整基金 2,000万円を活用し、医療分の均等割額を 2,700円引き下げる「抑制策」を実施した場合で試算すると、医療分の一人当たり保険税調整額が64,322円となり、標準保険料率を採用した改定案より 1,792円減額することができる。 　令和２年度は、医療分、後期支援分、介護分ともに、標準保険料率の採用を基本とした上で、負担増が大きい医療分において、均等割額を 2,700円引き下げる保険税額とし、本日、改定（案）として諮問させていただいた。 　改定内容をまとめると、 医療分　所得割額　6.68％から7.34％へ、0.66％の引き上げ 　　均等割額　27,200円から27,600円へ、 400円の引き上げ 　　平等割額　19,200円から20,900円へ、 1,700円の引き上げ 　　課税限度額　61万円から63万円へ、２万円の引き上げ 後期支援分　所得割額　2.51％から2.74％へ、0.23％の引き上げ 　　均等割額　10,200円から11,100円へ、 900円の引き上げ 　　平等割額　 7,200円から 7,700円へ、 500円の引き上げ 介護分　所得割額　2.48％から2.47％へ、0.01％の引き下げ 　　均等割額　13,000円から12,900円へ、 100円の引き下げ 　　平等割額　 6,100円から 6,500円へ、 400円の引き上げ 　　課税限度額　16万円から17万円へ、１万円の引き上げ となる。
委　員	○質問 ・令和２年度以降、財政調整基金を繰り入れることにより、基金残高が減少していくことになる。保険税率を維持しようとすれば増額しないといけないと考える。５億円の財政調整基金が今後いつまで保有できると考えているのか。
事務局	○回答 ・平成30年度及び令和元年度において、標準保険料率を採用して改定した際に、結果として保険税率を若干ではあるが引き下げることができたため、財政調整基金の繰入が必要ないものと判断し、繰入をしていない。令和２年度については、標準保険料率を採用した場合、大幅な上昇となったため、財政調整基金を活用し抑制を図ろうと判断した。 ・繰入額が 2,000万円である理由であるが、現在、不測の事態に対応

	できるようにといったことにより、約５億円の財政調整基金を保有している。現在国等の通知により保有額の目安等は示されていないが、都道府県単位化以前の国の通知（保険給付費の５％）を適用し、かつ、近隣市町の実績（８％）を鑑み、保険給付費予算額約30億円に８％を乗じた 2.4億円を保有しておきたい。５億円から 2.4億円を減じた 2.6億円であるが、今後、県統一保険料（同一所得、同一保険料）が県運営方針に掲げられており、第６期（令和15年度）から運用されるのではないかと考えている。基金活用可能額を保険料統一までの年数（13年）で除し、単年度における基金活用額を 2,000万円と算出したものである。 ・今後、国保事業費納付金の額が上昇するに伴い、保険税調定額も上昇となる。令和元年度から令和２年度において保険料率を据え置いた場合、約 8,000万円の財政調整基金を繰り入れる必要があるが、繰入額を 2,000万円とし、少しではあるが抑制を図る。この抑制策を継続していくことを想定している。 ・県から提示される標準保険料率と抑制策の差を大幅に乖離させず、保険料統一まで持続させたいと考えている。
委　員	○質問 ・令和２年度と同様の抑制を継続すると、標準保険料率と保険税調定額は、平行線を辿ることになる。この抑制策では、令和３年度以降抑制は働かず、上昇するのではないか。
事務局	○回答 ・そうなると想定する。 ・しかし、標準保険料率は、「この料（税）率で徴収すれば単年度収支が括れる」というものであるため、毎年度、標準保険料率を念頭に置きながら保険税を改定すべきと考えている。
委　員	○質問 ・保険税がかなり高くなる。これは令和２年度のみの問題ではないと考えるが、保険税額の上昇により、保険税未納の世帯が増加する懸念はないのか。
事務局	○回答 ・保険税額が上昇するので、収納率は前年度を維持しても未納額は増加すると思われる。税務課と協力の上、分割納付等の指導をすべきと考えている。 ・法定軽減該当世帯は、上昇幅は緩やかになるので、軽減判定所得基準の拡大等配慮したつもりではある。 （その他、質問、意見なし）

会　長	○答申について ・諮問のとおり答申すると決定してよいか　→承認 ・答申の内容については、会長一任でよいか。　→承認 ・１月27日に市長に答申する。 ・後日、答申書（写）を委員各位に送付する。
会　長	○その他 ・事務局からの説明を求める。
事務局	○説明 ・令和２年８月１日実施予定の被保険者証と高齢受給者証の一体化について説明する。 ・70歳から74歳までの被保険者（前期高齢者）は、カードサイズの被保険者証に加え、負担割合を記載したはがきサイズの高齢受給者証をを携帯し、医療機関を受診している状況にある。 ・以前から、サイズの違う２枚の証を携帯するのは大変不便であるという意見を伺っていた。（西脇市を含め全国的に） ・平成30年度、国では、その意見を反映し、被保険者証と高齢受給者証の一体的な証の交付を可能とするよう法律の改正がなされた。 ・これを受け、西脇市では、令和２年度から、被保険者証の年次更新日を12月１日から８月１日に変更し、被保険者証に負担割合を記載した一体証を交付することとした。 ・これにより、前期高齢者の利便性が向上すると考えている。
委　員	○質問 ・一体となるのは、高齢受給者証のみか。福祉医療費受給者証は一体化とならないのか。
事務局	○回答 ・国保高齢受給者証のみであり、福祉医療費受給者証は対象外である。
委　員	○質問 ・一体証については、医師会等に周知、徹底するのか。
事務局	○回答 ・令和元年12月１日の年次更新時に一度案内させていただいている。８月１日の更新時にも訪問の上説明しようと考えている。また、各医療機関等にも通知する予定である。
委　員	○意見 一体証の交付により便利になると思う。
委　員	○質問 ・保険税未納に関して、社会保険は、給与控除等ほぼ 100％の収納率

	であるが、国保では未納世帯があるという説明であった。未納世帯は、医療機関受診時に負担等が生じるのか。
事務局	○回答 ・通常は、有効期限が１年間の被保険者証を交付するが、未納世帯に対しては、有効期限を短く設定した「短期被保険者証」を交付し、接触の機会を設け、納税相談を行うようにしている。短期被保険者証も当然被保険者証の効力を有するので、医療機関において特段の負担が生じることはない。
事務局	○閉会